

計量法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 自動捕捉式はかりに係る検定及び型式承認に要する実費を勘案して、その検定及び型式承認に係る手数料の額を定めること。
(別表第二及び別表第四関係)

第二 附則

- 一 この政令は、平成三十一年四月一日から施行すること。
(附則第一項関係)
- 二 この政令の施行に伴う所要の特例について規定すること。
(附則第二項関係)